

改正
補言

凡例錄

八上

9

73
4364
8



門 3
4364
卷 8

因循姑息
位素餐之
鑿典寧與
明開

改正補訂地方凡例録卷之八上

高崎

大石及敬士恭 著述

一 郷村受取渡之事

附 郷村受取濟する上村方より取べき書物之事

代官所引渡の節先支配より取べき諸書物之事

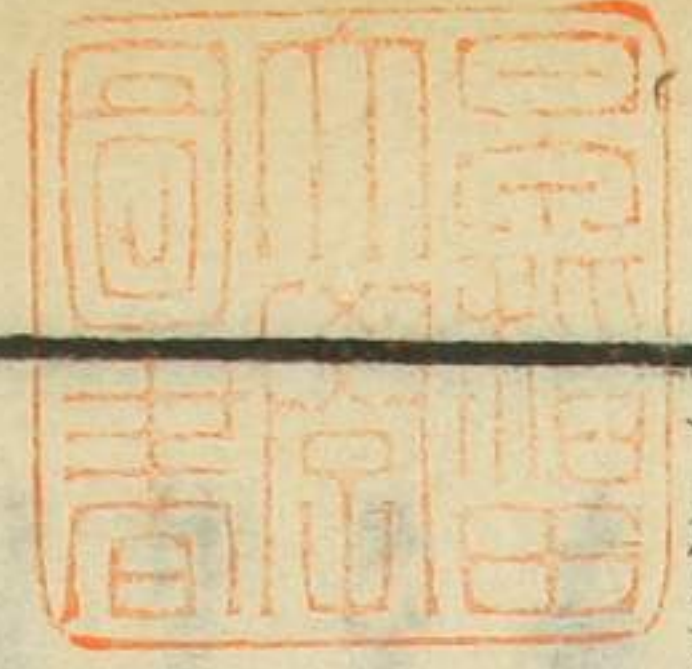
郷村受取の上村方へ申渡し之事

傳馬宿受取の上取計ひ方之事

郷村諸事吟味心得方之事

村々高札并浦々高札之事

郷村諸書物受取渡濟する上心得べき品之事



改正地方凡例録 卷之八上 郷村

新規代官^{シキヤク}成^ナり或^ハハ場^バ外^ゴ替^カ家^カ寄^ヨ替^カり^ト郷^ゴ村^{ムラ}并^ニ諸^{シヨ}書^カ物^{モノ}受^{ウケ}取^{トル}渡^{ワタ}し^テの^トて
 高^{タカ}帳^{チヤウ}渡^{ワタ}し^テ済^スの上^ノ引^{ヒキ}渡^{ワタ}し^テ日^{ニチ}限^{ゲン}申^{マウ}合^カせ陣^{チン}屋^ヤ家^カ寄^ヨ替^カり^トてハ引^{ヒキ}渡^{ワタ}方^{カタ}手^テ代^{ダイ}
 の者^ノ村^{ムラ}名^ナ王^{オウ}壹^{イツ}年^{ネン}寄^ヨ組^{クミ}頭^{カウ}の内^ノ壹^{イツ}兩^{リウ}充^{チウ}と^シる連^{レン}先^{セン}方^{カタ}の陣^{チン}屋^ヤへ罷^{マカ}出^デ
 引^{ヒキ}渡^{ワタ}ま^スべし若^シし双^{ソウ}方^{ホウ}陣^{チン}屋^ヤ遠^{エン}方^{カタ}る^トハ代^{ダイ}官^{カン}外^ゴの内^ノ家^カ寄^ヨ村^{ムラ}方^{カタ}へ双^{ソウ}方^{ホウ}罷^{マカ}出^デ
 村^{ムラ}の者^ノと呼^{ヨビ}出^デし受^{ウケ}取^{トル}渡^{ワタ}し^テの^トて尤^{モト}も諸^{シヨ}書^カ物^{モノ}并^ニ引^{ヒキ}渡^{ワタ}し^テ成^ナべき品^{ヒン}
 々^々と取^{トル}調^{テウ}べ代^{ダイ}官^{カン}役^{ヤク}外^ゴへ持^チ参^{サン}し何^ニも目^メ録^{ロク}と^シて引^{ヒキ}渡^{ワタ}ま^スる^ト受^{ウケ}取^{トル}目^メ録^{ロク}
 も渡^{ワタ}ま^ス方^{カタ}と持^チ参^{サン}し受^{ウケ}取^{トル}ま^ス方^{カタ}と^シる印^{イン}形^{ケイ}の^トて計^{ケイ}り^テ受^{ウケ}取^{トル}書^{ショ}と^シ差^サ
 出^デま^スる^ト尤^{モト}も渡^{ワタ}ま^ス方^{カタ}と^シる品^{ヒン}の演^{エン}説^{セツ}書^{ショ}と^シて申^{マウ}送^{ソウ}ま^スる^トい^ハど^モ受^{ウケ}
 取^{トル}ま^ス方^{カタ}と^シる問^{モン}合^カの書^{ショ}付^{ツキ}と^シ仕^シ立^{タテ}引^{ヒキ}渡^{ワタ}し^テ以^イ前^{ゼン}は渡^{ワタ}ま^ス方^{カタ}へ差^サ出^デし置^ヰ先^{セン}方^{カタ}
 々^々と取^{トル}調^{テウ}べ夫^フ々^々有^ユ無^ム下^カ札^サは認^ニめ^テ返^{マカ}ま^スる^ト尤^{モト}も右^{ウチ}諸^{シヨ}書^カ物^{モノ}引^{ヒキ}渡^{ワタ}し^テ相^{サウ}
 済^スま^スる^ト上^ノり^テ發^{ハツ}日^{ニチ}は郷^ゴ村^{ムラ}と引^{ヒキ}渡^{ワタ}ま^スる^ト旨^シ日^{ニチ}限^{ゲン}と極^{キョク}め申^{マウ}合^カせ^テ郷^ゴ村^{ムラ}

と受^{ウケ}取^{トル}ま^ス其^{ソノ}段^{ダン}方^{カタ}より勘^{カン}定^{テイ}外^ゴ其^{ソノ}外^ゴへ届^{ツキ}書^{ショ}差^サ出^デま^ス其^{ソノ}例^{レイ}左^サの^トト^ト

代^{ダイ}官^{カン}所^{ショ}預^ヨ所^{ショ}郷^ゴ村^{ムラ}受^{ウケ}取^{トル}届^{ツキ}書^{ショ} 但^レし引^{ヒキ}渡^{ワタ}し^テの^トて引^{ヒキ}渡^{ワタ}ま^ス方^{カタ}より同^{ドウ}様^{ヤウ}届^{ツキ}書^{ショ}差^サ出^デま^スる^ト

一 高何程 何國 何郡

是^レを何^ノの誰^{ナニ}代^{ダイ}官^{カン}外^ゴより受^{ウケ}取^{トル}

一 高何程 同國 何郡

是^レを同^{ドウ}人^{ジン}預^ヨり^テ外^ゴより受^{ウケ}取^{トル}

一 高何程 同國 何郡

是^レを何^ノの誰^{ナニ}代^{ダイ}官^{カン}所^{ショ}より受^{ウケ}取^{トル}

高合何程

右^{ミダリ}を此^{コノ}度^{タク}場^バ外^ゴ替^カり^トて付^{ツキ}誰^{ナニ}代^{ダイ}官^{カン}外^ゴ預^ヨり^テ誰^{ナニ}の代^{ダイ}官^{カン}外^ゴより書^{ショ}面^{メン}の通^{ツウ}り^テ昨^{クノ}發^{ハツ}
 日^{ニチ}郷^ゴ村^{ムラ}諸^{シヨ}書^カ物^{モノ}受^{ウケ}取^{トル}申^{マウ}り^テ依^ヨり^テ届^{ツキ}申^{マウ}上^ノり^テ以^イ上^ノ

何月日

何之誰印

右之通り取箇方 伺方 知行割 諸入用方 殿中の間 勝手方勘
定奉行へ粘入半切の認め無印にて差出せしむ

一私領土地と受取又を料外より私領へ引渡ししむる村々より右同然り
併し私領の案内より付受取渡しの作法等諸事代官より差圖せし
一郷村受取済むる上を村方より早速受取べき書物左の通り

一田畑高及別帳

一村差出明細帳

但し田畑高及別石盛等巨細の相記しむるに別段高及別帳と
受取及別帳

一村繪圖

但し居村の山林田畑色分りして仕立べし尤も字夫の記
をきこせしむ

一三十箇年割付寫

但し本紙相添え差出をせ追て讀合せ消する上本紙を村方へ
返せし

一田畑質入直段并に竹木直段書

一前年管治目録寫

右の通り受取るべし尤も私領上知等より右の書物より村方不案内
の案書と認め仕組方の差圖をのりし差出をせしむ
一代官所場処替の節渡を方より受取べき諸書物

一取箇帳

一成箇郷帳

一三十箇年取米永重附帳

一代官所繪圖

一檢地水帳寫

一勘定仕上目録寫

一傳馬宿諸証文

一小物成得役并運上等取立帳

一十分一類取立帳

一渡船寺のり時修復仕方帳并船頭住居等の書付

一酒株帳

一切支丹類族帳

一獻上物りる節の引付帳

一廻狀順帳

一小入用改帳并人馬割帳

一陣屋家繪圖并諸証文留事訴訟留帳

一村繪圖

一村監帳

一金銀銅鉄明礬硫黃山帳并休山帳一殿跡繪圖

一堤川除用水橋音請帳

一林帳并繪圖

一宗門五人組帳

一朱印寺社帳

一河岸場市場帳

一鉄炮改帳

一陣屋小役村々割掛帳

一村高役引帳

一私領人組のり村附帳

一村々立毛名田分帳并坪前帳

一牢屋のり其繪圖又ハ修復入用屋敷の歩引付寺の書付

一他領より納る小物成帳

一建立地寺社書付

一取箇下組帳

右の通受取べし尤ハ郷帳取箇帳林帳等其外大切の書物ハ代官直印にて受取渡し致を其外を元の手代印形にて引渡さへし尤ハ書物の内引渡しよあがる書物の借受て寫し取るべし又右記を書物の外ハ

其処に依て品々りくべき事

一 郷村受取たる上村方へ申渡に書付左の如し

一 従前被仰出申法度の趣ハ不及申先代官申付置不諸法度堅可

相守事

附浦方有之村と浦高札の趣海邊市制法の儀堅く相守可申事

一 邪宗門兼々社仰出通う弥以て無油断可相改事

一 旧林竹木の儀ハ不及申百姓持山と無断猥る依り取申間敷

事

一 申法度の田地永代并頼納賣買仕間敷小田畑貨物取引仕と申年

季と定め庄屋五人組加判り相極め可申事

一 借地店借の者ハ不及申仕の男女とも惣成請入寺請状無之ハ差

置申間敷ハ総て不審ある者有之ハ可注進事

附哥舞妓操其外見世物の類留置不儀堅く可為停止其外胡乱成

者ハ勿論无宿休の者一夜の宿心賃間敷事

一 申奉場は捉飼場の寂寄村と前々社仰出通相心得申成の節火

の元随分念入飼犬野犬等不相散様繫置方事急度相慎之様大小

の百姓水吞店借仕等に至る迄常々申度租相無之様可仕事

一 申年貢納方の儀日限割賦申觸次第無遅滞相納め期月前可令皆済

若し相滞りハ手鎖宿預け等申付村方痛と申ハ各其心得急

度可致上納事

一 火の元常々可又念若出火有之ハ近郷を不及申寂寄の村々より早速

駈付可消之近火ハ嚴出する輩ハ品々寄り可為越度事

一 盜賊有之段聲立ハ早速出合捕シ可及注進事

一 博奕三笠附其外賭の諸勝負一切仕間敷事

一 喧嘩口論等無之様平日急度申付置可相慎ハ若し喧嘩口論等出来手

負死人等有之ハ押へ置き可注進事

附手負又ハ怪我人宿借ハ留置早速注進シ可請差圖事

一 往還の旅人々不及申乞食非人等ハ至るまで途中ハ行倒シハ其の有

之ハ介抱シテ出処相尋病氣ハハ醫師相掛手當シテ注進の

上可請差圖事

一 百姓水呑ハ至るまで農業無怠相励ミ遊具ダホシキ儀并ハ大酒等決

シ仕間敷ハ若し百姓ハ似合ふる行跡有之農事疎ハシテ身持不

宜者於有之ハ急度申付置可申付事

一 徒党強訴の儀堅ク停止シ若し党々結ビ筋目有之儀申立ハ者有之
ハ不隱置可申出事

附百姓々々願筋有之ハ名主組頭ハ申出與印を以て可願出ハ村

役人加印無之願筋曾て不取上品ハ寄テハ答可申付事

一 神事祭礼佛事等禮等々ハ分限不相应の奢々間敷儀不仕隨

分物入等無之様手輕シ可相堂事

附仕采の神事ハ格別新規の祭礼等取立苗間敷他処より送采ハ

流行神等決シテ受取申間敷事

一 百姓帶刀ハ不及申浪人者等帶刀の者村内へ差置申間敷ハ前々由緒

有之帶刀ハハ者々兼て先支配より申送ハ有之届申置儀

付其外の者堅ク帶刀仕間敷事

一 新開切添立出新見取等有之ハ少分の場処ハコトハ早速可申出其外サツソク起返ヒキカエし地処無隠置事可申出カケルハ一隱置後日及露頭ロケシハ地主モチハ勿論ワザラシ村役人ムラノボト可為裁度事

一 公事出入有之ハ村方困究コシキタの基モトハ小間常々申合出入等無之様可仕ツツシハ若し無執ツツシ取ツツシて及出入ツツシハ村役人ムラノボトハ双方ツツシハ異見差加イヘハ成文ナリハ内々ウチウチ相済ツツシハ様可取計ツツシ其上ツツシハ難相済ツツシハ可訴出ツツシ事

一 取首トリカサ同ハ相済ツツシハ割付相渡ツツシハ惣百姓披見ツツシの上ツツシ銘ツツシハ勇ツツシと承知仕ツツシ拜見証文印形ツツシハ可差出ツツシ事

一 取首掛札村トリカサハ相渡ツツシハ間名主宅ツツシハ高札場ツツシ等掛置惣百姓ツツシハ一覽仕ツツシるツツシ事

一 一村入用の儀ツツシ隨ツツシハ味成ツツシハ首ツツシハ不相掛ツツシ様可取計ツツシハ聊ツツシの品ツツシ

一 惣百姓承知の上可致割賦ツツシハ小入用の儀ツツシハ付後日出入等無ツツシ之様ツツシ村役人ムラノボトハ兼ツツシハ可相心得事ツツシ

一 附村役人江戸練表其外他ツツシハ用ツツシハ付罷出ツツシハ即用相済ツツシハ早ツツシ速歸村ツツシハ無ツツシハ入用不相掛ツツシ様可仕事ツツシ

一 廻米ツツシの儀米拵ツツシハ並ツツシハ俵拵ツツシハ等隨ツツシハ念相仕立ツツシハ目欠損ツツシハ等無ツツシ之様相改め船中粗末ツツシハ無ツツシ之様可仕事ツツシ

一 附名主江戸迄逗留中無益ツツシハ入用等不相掛ツツシ様可仕ツツシ積帳ツツシの外入用等内ツツシハ村割ツツシハ仕間敷事ツツシ

一 自々并ツツシハ手代等廻村ツツシの郎先觸ツツシの通ツツシハ入馬差出ツツシハ其外余計ツツシハ人馬等差出間敷ツツシハ休泊ツツシの儀ハ木錢米代定法の通受取ツツシハ其所在ツツシハ合の馬ツツシ等ツツシ以て一汁一菜ツツシの外馳走ツツシハ間敷儀曾ツツシ仕間敷事ツツシ

附檢見の節村役人札讀番法道具等持り人足の外無益の人足差出
間敷事

一手代并は家來召仕ひ等に至るまで金銀米錢衣類諸道具等ハ不及申
輕少の品々々々々々音物一切仕間敷方一心得違仕音物等々々々々賄賂
間敷儀有之ハバ急度曲事可申付事
右之条々一事も無違犯急度可相守者也

年号月日

何之誰

右に仰渡の外法度趣一々承知仕奉畏ハ若心得違の者有之一事々々共
違有仕ハ亦々々々如何様の曲事々々可申仰付ハ為後日惣百姓連印仕
此請書差上申外仍如件

年号月日

何國何郡何村

名主

組頭

惣百姓

連印

平日村方へ申渡し置べき書付享保六年二月代官より同村の上村方
へ申渡し書付左の如し

一村々大小の百姓前々の通五人組と極置組合より外々々々々の無様様
の諸事ハ法度の儀堅く相守り若し入柄惡く家業不相勵放埒の
者有之ハ不隱名主組頭申合可訴出事
惣百姓不依何事大勢相催し神水と吞み誓約と々々々々一呆同心徒党
の間敷儀堅く制禁之事

一百姓持高より拾石以下反歌りて一町歩以下の田畑を子供并

兄弟へも割合に分け申間敷事

一田畑屋敷山林等譲り候存生の内遺状に記し置名主組頭の内為立

合加印為致置後日の出入無様可仕小一方の心次第に認め置り遺

状を死後に至り難立小事

一村中百姓在来家作の外根より家作仕間敷小無担子細有之バ代官の

可受差図事

一永荒場の内起返しの田畑有之バ不隠書付を以て可申出小総て新開

の田畑或ハ切添或ハ永荒場等の立返り又ハ高外の見取場等可成

地外有之只今より年貢不納地外有之バ不隠可申出小万一外より相

知まれば隠し置小地主を去り及ばぬ名主組頭等迄可為越度事

一新規に企て神佛と持へ怪敷儀を申觸し物取の為人集め仕間敷候令
物取を無之小と申合を不來とて持へ神佛の類村送り致
し入寄仕間敷事

一田畑屋敷山林等に至るや永代の賣買一切停止の事
但し年季限りの賣買を其村並の直段より倍金より賣買仕へ

のりぎる事

一頼納と名け田畑屋敷山林等直段より倍金と以て賃入又ハ年季賣
買の積りよりの賃取年季は賣主ハ年貢役と不相勤小て右賃
入又を賣小地主より年貢役等勤め候堅く停止の事
一賃入小田畑屋敷山林等十箇年より十五箇年迄の年季に相極め置
小を年季明五箇年の内より可許出小二箇年の年季より年季明

き三箇年の内は訴出可及沙汰小右の年数より過ハ取上間敷
小証文は年季の限り無之金子有次第可請返由の質地の其年号十箇
年の内は訴出可及沙汰小但し自今以後ハ質地の年季十箇年
可相限事

附質地の証文は名主加判可取置ハ若し置主名主ハ組頭年寄

加判可仕ハ右加判無之質地ハ取上間敷事

一 質地の儀再質地ハ入小節金高増上質取間敷ト云て質地ハ其
之の直段より倍金の手形ト云て質渡し仕間敷事

一 田畑山林屋敷等賣買ト不申讓付ト名付金銀と取ハて讓渡シ小儀
永代賣買ト可為同然事

一 質地受返の願ハ地主死後ハ至リ地主の子孫ト云無之外の親類

り申出ハ為受返申間敷事

但し地主の子孫ト云ハ親存生の内分家ト云別株ハ相成居ハ

ハ又ハ養子ト遣ハシ他家相續の子孫願出ト云本家跡式相立有
之改令縁ハ遠く相成ト云他家の子孫ハ為受返小儀ハ相成らざ

る事

一 毎年年貢割付免定出ハ村中大小の百姓出作の者ハ披見為仕年

貢割合随分入念無相違様ト可仕ハ右定免本書無相違様ト字之名主

組頭立合郷蔵戸前ハ張置可申事

一 総て田畑野方林藪等ハ用ハて新規屋敷ハ仕小儀停止の事

但し村中ハ有之古道ト止め私ト云新道ト附け小儀仕由ト云

新田畑の外前ト云家無之場処ハ家作ト云又ハ出茶屋等作

をりし若し子細有之小て新家作の儀願出小節ハ代官の差圖と
受べき事

一父兄又を親方分の者より譲受り又ハ質流田畑屋敷山林又ハ町場
の屋敷買受小を早速其処の名主五人組へ相断り當前持主の名前
書替可申小若し名前書替不置出入成小其地処を可取事

一水帳名前帳の反歩附より若し歩廣ある田畑屋敷山林等々前より
持来り小て右本歩より増の余歩と村分よりいり質入又を年季
賣よりいり儀仕間敷事

一意趣遺恨有之小て人の門へ張札又を落文のいりて人々罪可
落儀之巧之偽を構へ小儀仕間敷事

一前より村中入會より来り山林林場等と相對り以て分け持切

二割合申間敷事

一小作田畑の儀廿箇年を過て作来りハ可為永小作事

右の通村々百姓水吞寺一に至るまで少しも無遠背急度可相弁者也

享保六廿年二月

政事向の儀享保五廿年代官へ申渡の趣を村々へ申渡置る書付左の
如し

覚

一米穀の類損失無之能出来小様常々無油断可申付事

一在来小田畑損毛無之様節々心掛普請申付又ハ川除の悪くるりたる
所を能く為致小儀專要の事

一新田出来小儀之宜き事より外の害を不成処を被申付可然大

聚古田畑林場等の障りあるて度々有之儀は付在様ある欠の可為

無用事

- 一 差當り入用も無之は山林伐木交易の如く儀堅く可為無用事
- 一 食物の勿論其外諸色潤澤より根を遣ひ捨不申酒菓子類むざと多く作り出しの如く様可被相心得事
- 一 當時賣買の諸色別て不足ある物も無之処此上物教多く仕出の如く人の分限を越て物と遣ひの如く事足り不申畢竟國の害となり無益の事あり米穀並に藥種の外ハ金銀衣服諸道具に至り迄新規の品々勿論在来りの物より相増仕出しの如く根より被申付間敷事
- 一 在来りの外遊所見世物并に賣買りて人多く集めの様より儀其所の賑ひと雖申立根より被申付間敷事

一 無故して高物に擬り高直に賣出しの過分の利益を貪り候儀は
 儀より条被逐吟味為致申間敷事

但し商物一所は請込より直に可賣出と申候は是又取上被申
 間敷事

一 國と処々より出しの諸色運送不自由より途中の煩りと損失無之
 様心と付可被申付事

右近年諸願事取上不被申候去年以来承届けの様相達し夫より諸人
 一同の救助は可成儀の可被申付左も無之品々人々分限を守り費不致
 様の處置を專ら被相心得可被申付此外色々の儀と申立候も其事
 々取扱ひの者の徳用より成候へども諸方を行くこと命を擧ぎ候ては
 々不相成却て惡事のてふも出来可申候条件の趣能く被相考可被申

以上

享保五年五月

石書付町奉行勘定奉行へ相渡り代官へも達し成り村々心得の為め
觸置の様申渡されし事

一傳馬宿を受取るも上地方に付る諸書物外村々同然とすべし宿場
を出火又ハ捕者尋者等より或ハ不時の變事あると外仕郷々の遠ハ
吟味六ハ敷委細穿鑿と遂げ其上往還筋武家平人との往來も繁く不
慮の變事も有るとるれば手當として宿繪圖と巨細は仕立させ小間表
口裏行屋敷一軒毎家別記一本陣同屋旅籠屋茶屋又ハ外商人百姓と
も馬役歩行役夫々名前相記し家居の坪敷土蔵物置徳居家別宅裏店其
外空屋敷又ハ空地掘溝道并ハ町裏町外の田畑々々ハ間繪圖同然と仕

立させ早速受取べし遠國の宿場々々ハ二枚出させ一枚ハ陣屋に差置
き一枚ハ江戸練役所へ差置べし變事許りの為より時々朝鮮人未聘
休泊ハ相成郎の為より成り若又上洛寺々々ハ此の為め委細の繪圖書
付と添へて取置べき事

一郷村の儀々常々心得掛け諸事吟味の心得置べきと村々より高札
場築地石垣破損せが仕直させ常々掃除申付べし高札古く文字見へ兼
とど其段支配役所へ申出書直し又ハ墨入致させべき事
一飼付場鷹野場或ハ往還傳馬場船場又ハ建山園所園境村境等吟味々々
繪圖と仕立夫々の番人と平日も村置べし村々浦々上中下々見分け十
箇年以來の取箇割賦帳字々も取る又先役より郷村引渡しの際及別郷
帳村方心得之の書物并ハ百姓町人風俗心入込々々尋置万事念と入登

一 廻村の節先法度の趣と申渡し其外仕置申付べし又知事たるに
 も諸事委細に申渡せ百姓町人家業抽断る身持正き様は仕置帳と名
 主方より小百姓どもへ毎日讀聞せし様申付べき事
 一 郷村見分帳と仕立置べきに田畑久歩位付家居海川山林竹木堂野草刈
 場山才野方の款惣て運上物或は穀物賣出し所紙漆蠟燭油菜種蒔油木
 綿麻布炭薪密箱蒲葦枿梅とて菓樹魚鳥干物類其外商賣の品男女と
 り稼の有無金銀の動き能は悉細と記し尤も先年より仕別ざるに
 も百姓の爲に成ることを仕習ひの様は申付諸職人獵師狩人等を改め置
 又其処より右等のものをあつて不自由あるに招寄せ或は寺社山伏座頭
 猿樂船人神子乞食どりの類も其処の余力より渡世を送りい多少と考

へ又右の類他領より其処へ金銀と取集め助力はあまるべし記し置
 取箇の節考へ合せべき事
 一村方へ申渡す儀若し心得違ひて其理を通せざるものならん隨分吞込
 様委しく申諭し其上より違背の者ならん其身に應じ日数相定め過料
 とし堤川除或は竹木植立其外丹の爲にふるべき音請寺と申付料の
 重なる大法通り申付べし又諸事信義を精出をかりの相成は寢美と取
 とべし勿論他村より小岡傳へ自他より行跡善くある様より商有べし
 但し寢美の儀は大切あるに村役人或は下役小者等の申さるるを
 閑暇と穿鑿せず寢美のくく又い答を申付るに上若し同違ひ的當
 ありとさへ自他より歸服せし却て政道の妨と成るもの寢美の儀
 ら其身の勿論外もの者ら尤と思ふやうに同違心得違ひく眞負偏頗

の沙汰等ある様取計のべきことなり

一 市中の賣物其処より以合する結構ある衣類諸道具其外何れも不審ある物と賣し出せば盗物の構ふる物何れも道其処にて商賣致させ間敷或は祭礼等にて賣物と偽り久集りて其処を喧嘩口論等のある様名王役人へ申渡して之を防ぐべし

一 耕作の節耕し耘る夫々の手入時以後とざる様々毎事申觸又ハ役人村方へ罷出吟味とふし又自然獨り百姓中煩ふ者よりハ親類五人組其外好身より助合耕作仕付空地等へ成ざる様急度申付少ししとて田畑と荒し不申様よとふし

一 百姓ハ耕し培ひ耘り稼して奢と省き費を防ぎ力と付け足と強くとることを巴子孫を恐慎み制法と重んじて收納宜く成りのちり貧民

とれり後なるは是と以て公礼民服と心得民の力強くれハ自然と土地頭の為る成る疲を百姓と補ふべくとて取箇の之強くれを下困窮より及び種々の悪事起るものなり

一 正月早より繩と縮芭と編と疋と織り又農具の修復麦作の手入田地へ掛る井溝の音請或は家の修理も冬中より手配りて心掛る様申付べし正月と月待日待等の席りと當坐の慰とて双六宝曳等事輕く始り漸々重く成銭と失ふものなり休暇を費し家職と怠を正月と造ぎ二月三月とぞり勝負とて掛り種々の悪事も出来取々善なりもの不行跡の基に成り後其身を損ひ始終一村の煩と成り耕作の時節以後作物出来どして年貢不足し宜しとてある訴訟と多し商賈の法度ハ兼て申渡すとのへども村役人の目と忍び始り一銭二銭の手慰も後より

増長し石体の不埒り起る正月早より家藏取付二月より次第々々
 一服る様はあなご自然と遊ぶも少し故は冬中より早春へうけ
 名主組頭油断あく世話のう農事取掛の様申付分たせり
 一身上宜き百姓を田地と買取弥々宜く成り身代宜しうなる者ハ田地
 と沽却し猶々難儀成殊々地面次第は悪く成りの故永代賣ハ厳く停
 止し又賃地に入ると終は流地は成り或ハ田畑書入しして高利の金
 子と借り返済ハ手支へ利足倍々年季と切ると付借金の方へ書入を
 田地と渡し先祖より譲り受ける地所は離るると其畢竟永代賣同然な
 り或ハ家業の妨違ひする町人の手に入り其年限小作致さるゆへ預
 り高の余分と徳用とをそ作ると付未だ地面の為思ふに耕し肥しゆ
 カも入らば生付る地位より格別力衰へ宜しうなるゆへ賃地は

入るも直は地主は小作致させ地主は精出し耕作とあし流地は成るる
 様心掛るは音双方へ申付何卒流地は致さば先祖より地面の成るる
 る様諸事了間あるべき事なり
 一村内の富貴ある者ハ村中の助は成り衰微の元とあるべし貧窮成
 りのゆ田畑と書入高利は金銀と貸附居村ゆへ年貢上納も以前
 へ引取弥々年貢不足とせしむ借金銀米銭ハ年貢皆前より以前一切返
 濟仕間敷言兼て申渡置るも又年貢不足の儀とて借し遣せむ高
 利の分を利倍くと弥小百姓痛と成る依て一割半より高利貸し不申
 自然と相對の助出来の様兼て仕置し間有るはたつてりて富貴ある
 百姓へ目見せよけむ弥々悪く悪し又悪むべき事なり只強て近
 寄るる貧賤ある百姓耕地取續く様心と用ゆべき事なり困窮の村

る医師出家山伏旅人の類少く夫婦のきりひ多かりのりり富貴ある村
ハ諸勸進多く遊族なりまて寺社の修復家作或ハ祝言法事の仕様衣
類ハ心と付て奢り防ぐべし

一 麦田少く木綿菜大根大豆小豆蕎麦黍稷粟菘草芋或ハ菜種の類四木三
草の多少何事も事欠ることも多かり商人多き村ハ代物と取る村ハ又往還
助りて旅人の金銀落る所ハ諸事考へ合せ取箇の勘弁はまべし又上田
上地より瑞作ありとも外ハ稼あく作徳許りの村より簡なりべし又
古檢新檢及別延縮山畑砂畑切添の場処役夫掛り物の多少五箇年程の
小割帳等と字し取諸事考へ合せべき事

一 古来より空地芝原又ハ沼地等田畑ハ開発のり然るべき地処ハ所
の者ハ相尋ね前より子細りて新田はあふるる方ハ其原付の秣場

ハ田地肥しの為ハ草間より差置り沼地ハ溜水用水の為ハ空地より差
置りさうと障りもあはれ場処あはれ新開ハ仕立るべし勿論開発地所
ハ様子より二三年五年整年季と遣ハし作取ハ致させ其上町歩相
改め道代畑境等と引き及別と極べし繩詰とくるる処の衰微あり又取
箇の障りもあはれ付少く緩く打取て四五箇年の内ハ軽く申付追々新
開切添り百姓精と申し仕立る様より簡なりべし叔高と附る後ハ地面
の位と考へ近邊田畑の並と見合せ水損早積糞場の様子等品々考へ
合せて石盛と極べし石盛と極るは其村の上田と見よる一坪ハ叔
一外ハ一歩ハ一反歩ハ三石五合摺より米壹石五斗と成る即ち之と十
五の盛と定め又一坪ハ叔一外一合ハ米より一反歩ハ壹石六斗
五升なり此五升の端を捨て十六の盛と定む然るも新開より地性定

まゝの内に年々依て樹目の不同ありし惣て平地山地日受の善悪
其外品々地果等と考へ坪苜蓿とを十五の盛り當る処も右の心得を以
て或ハ十三四とハ十六七とハ土地相应し極めくし中田下田を大縣式
斗下り或を三斗下り又を壹斗下りをハ上中下の位に應じて定むべ
し段取の其地位に應じて上中下三段又を六段九段より地果に隨て極べ
し畑境の処相應の樹と考へ植込べし

一地面宜き処に村居せし其村の第一は高き処又ハ山ありハ山添は
村居と引き村居跡の田畑は開墾せし商様の処に村中の垢水惣田地
へ落込を肥しはあり屋敷跡の作物もよく出来取箇に進み百姓の為め
旁然とくべき事

一在郷々山野多く草刈場もあゝ薪もろねハ下畑と潰し萩種と蒔き三年々

浅りうらうらとた刈取雜穀の売は交薪のうらうら或ハ馬草肥草の出来残り
田畑納物宜し少しりてハ畑と潰をてハ停止ありとのへどハ又其代り
女童は遊と遊習を其外稼の品と教へ賣出し夏成の多く足し致し
下りあり

一年貢其外勘定の儀役入庄屋小百姓立合相極め置或ハ度限り立合百
姓の印形のうらうらせ名まより小百姓方へ手形を出し帳の綴目ハ役入押
切判のうらうら以後庄屋小百姓と非分の出入等あく重移く穿鑿の為に
宜し郷中よく諸役入用の外無助の借物ある様小帳と造り其場りて
付立て重移て出入等のある様氣と付べし

一郷村鑿帳ハ一村限は委細に記し未だ役録宛并ハ武具馬具或ハ侍助の
覚ゆるりの大力の者其外沿川の浅深寺やハ明細に記し置べし

文正地方列録 卷之八上

一 男女入別改りて其分限を知り大小明細は付立て宗門吟味より牛馬
数家数梁間桁行外馬屋物置或は樹木何程山林藪等亦ハ職人品々改め
置べし若し他処より来り田地も作らば極うする家業もあはりの差
置間敷持常々申付廻村の即吟味よべし

一 廻村の前土地を考へ川上川下より地形の高佐土砂取交の様子輕重
深寺ハ杖を以て押込み手障りをして考へ知るべし草木の生立よハ心
付け土地相應の竹木仕立方等を考へあはるべし

一 屋敷廻りの堀井は冬田よ水を入置べし堀水を火事の節より冬水
あはる処を夏水持より冬雪久しくあはるべき夏よりあはるのあり

一 田畑名寄帳は上田中田下田も同断井は屋敷も銘々反歩を記し此
分米何程綿高何程誰と入別記し一村の惣寄は田方何程畑何程井は

麦田大豆田等を肩書より他村へ越石出作等中へ巨細は帳面は
仕立させて取置べし

一 親の田地高十石内及別壹町歩より内を兄弟に分け譲らせ間敷弟ハ奉
公より出るる養子は遣うる兄と一所は居る田畑を作り万事を稼ぎ又
る職人よりもとむべし十石壹町より少しも分るる段々小高の成り
未よ水呑同然と成て互に苦む之分るを古来より田分と去て馬鹿
はたしんへり

一村より在る高札井は浦高札の左の通り

村より在る高札の寓

切支丹宗門累年制禁あり自然不審ある者何へ可申出處美として

むとまんの訴人 銀五百枚

いりまんの訴人

銀三百枚

立歸りの訴人

同断

同宿并に宗門訴人

同百枚

右の通可被下同宿宗門の内より申し出小品を寄銀五百枚可被下
隠置他処より於頭を其処の名主并に五人組一類とも罪科し可被行
者也

正徳元年五月日

領主名

右の通被仰出小趣領内の鞆堅く可相守者也
一在りて若し銃炮を打小者有之が可申出并に留場の内より鳥を
取小者捕へ小見出し小が早く可申出急度正徳美可被下者也

享保六年二月

奉行

右高札之料所私領より村別より二枚充り尤も遠國の私領等より高札
の多し村方より多し町場市場河岸場宿場等江戶練日本橋より通
の大高札あり

浦々高札の寓

條々

- 一公儀の船の不及申諸廻船より逢難風時を助船を出し船破損せざる
様成大け可入精事
- 一船破損の時を其所近き浦の者より入精荷物船具等可取上其場所の
荷物の内浮荷物を廿分一沈荷物と十分一川船と浮荷物を二十分一
沈荷物を廿分一取上小者へ可遣事
- 一沖より荷物列るより着船後於て其処の代官下代庄屋出合透穿

鑿船は相残る荷物船具等の分証又可出事

附船頭浦への者と申合蓋し勿捨る由偽申すも於ては後日は聞

と云ふも船頭へ勿論申合る輩悉く可被行死罪事

一 淺く水く船を繋置て輩のく其子細と所の者も相尋糸日和次第早

々可為致出帆其上より令難遊ハ何方の船う承り届け其浦の地頭代

官へ急度可申達事

一 御城米廻船船具等水主不足の惡船米可積立并日和好即船令破

損ハ船主沖船頭可為曲事總て理不尽の儀申掛又私曲有之を可申

出雖同類其科を免し正優美可被下之且又仇を不為様可被仰付事

一 自然寄船并荷物流米於有之可揚置半年過荷主無之ハ揚置其輩

可取之若し右の日數過ぎ出来ると云ふも不可返之雖然其処の地頭

代官可受差因事

一 博奕總て賭の諸勝負堅可為停止事

右之條マ可相守若し惡事は輩も於て可申出急度正優美可被下之科

人罪の輕重も隨ひ可為沙汰者也

正徳元卯年五月日

一 前より浦々高札相立公儀の船と不及申諸廻船とも穢ある儀無之

様被仰付外処遭難風小即も所の者とも助りも不相成却て破損の様

致し掛荷物も為列或ハ上乗船頭と申合不正の儀ども有之様相関へ

不届より料ハ代官私領の地頭より遂吟味毛頭不埒不仕様急度可

申付小若此上不均の儀放有之を後日は相関ハ其者ハ不及申其

所の者も可被行重科其正代官地頭並可為裁度事

大改判

水主人叔
令減
和に精
神に配

一御城米船近年破損多し付今般諸事相改め別て大切可仕旨申度船
 足の儀も添く不入様大坂奉行其外國の船ハ其所支配の所代官よ
 り船足定の所極印と打船頭水主人數不減少様急度申付令運送る
 等より依之添寄る船の分を船頭水主人數并に船足極印の通り無
 相違や送状引合急度相改め帳面記し置上乗船頭印形為致右書物
 其処は留置由料ハ由代官私領ハ地頭へ差出し由代官地頭より由勘
 定奉行より可差出且又極印より船足添く入り小船有之ハ積儀數
 改之由城米の外船頭私運賃と取ら他の米寇或ハ商人荷物積入ハ
 う又水主人數不足の分を其処より慥成者為雇水主と致させ出
 船以上より右の記早速由勘定所へ可訴之事
 一破損有之節ハ浦々の者ども出合船具等取上ハ刺盜取ハク又と不届

の仕方於有之ハ船頭より不隱置有体早速可訴事

右の条々急度可相守若し違犯の輩於有之ハ食議の上可被行罪科不吟
 味の子細りいざ其所支配の由代官又ハ地頭迄可為越度りの也

右浦々高札船着添より私領の分ハ領王地頭の印印たるる

一料所より私領より郷村諸書物受取消る上廻村状と出し早速役
 人と差出し廻村為致村差出明細帳引合せ諸事相尋ね村差出帳渡
 する儀ハなるより付委しく金鑿しく手帳記し檢見廻村等の郎見合
 の為耕地とも一巡残らば見分致し置べし別て山附寺の村方ハ隠耕
 地もつるものゆえ村繪圖字引合せ相廻り用水惡水路川除等の音請
 場外等も委しく見分をべし其外他村境或ハ由朱印地等ハ是又田
 畑山林境等とも相尋ね見覚へ置べし一体地廣繩延の村方又地陝繩

文正地所

三三

詰り見分し其外林場糞場作場の手都合善悪村柄の豊窮人氣の善悪
作物の品々男女稼の有無等々巨細は相礼し手帳に記し置べし勿論
廻村の節村役人并長百姓の内五六人呼出し申渡しする法度の趣
弥々相守り実貞に農業出精いゝ家職大切は相励み年貢其外諸納物
無遅滞相納め其外より百姓心得成る儀を一通り申渡しく請書を取
置べしとる

附廻村休泊の節定法の木銭米代相拂ふところ所在合の野菜を以て
一汁一菜の外馳走の間敷儀のふた様精申付其外賄賂の間敷儀を
云々及々土産の大豆小豆蕎麥野菜の類何程輕少の品より音
物一切受べし又下役小者心得違ふを精申付悉く慶具
取計くべし又他の支配より受取る村方と家初を支配役人の心

入も知まざるゆゑ音物又ハ馳走等々諸願事等の為より相成や
不やと必らば試す音物等々酒肴等も出し馳走の間敷儀を
致せりあるり家初は手廻り村方を見覚るとは始終甚だ不締の
基あるところ郷村巡廻等の節を随分手堅く致さべし然し村方の
困る様ある心取諸事六つ敷權高よりして村役人始め百姓より
家初より気急悪くあり始終の害あるより付物和らぎ只心安立の
ふた様は手堅く致さす肝要なり

一分郷之事

知行渡しの際村方割合出来兼るよ付一村の内分郷あり相渡ること
度々あり村高ハ勘定所知行割掛りより相分り高帳渡すより由廻其外
諸色引分ハ代官よりとらるるより分郷高より年貢小物成其外山林諸

色百姓教を分るあり此分方を仮令が總村高五百石の内貳百石分郷
 として私領に渡る二百石の料所は残ると見五百石と法として貳百石と
 除は四と成り則四分の年貢小物成山林百姓教其品何品をとも其品々
 の總計此四分を兼じ掛出しして年貢教分郷の當りとなる残る分は十と
 置右四と引六と成るあり併し百姓と法のてり分てり一村の百姓持高
 一人毎は出作入作とあるあり百姓の持高一軒充て片寄せ貳百石の高
 合せ百姓軒數ハ右の四分六分に分せとも苦しうて右の通りとし
 て端高まを分る様よる成ざるは付百姓の内貳三軒の持高と分郷は
 しく料所をとも私領をとも一方と持添はまべし勿論百姓の成る丈四
 分六分は成様百姓持高の多少と割合大緊に分べし百姓片付せりて
 万一欠所等あると見甚く差支あるとあり右の前書の通り分ると雖

り町場を又在郷として上宿中宿下宿を並び又家居並べて町立
 する処を料所と私領と入交りて宜しうて上宿と下宿との
 又を南側より北町と一方付は片寄て分べし然まども町場上中下の宿
 并は百姓の豊窮あり仮令は上宿下宿の百姓はもてて貧窮の小百姓中
 宿を何ぞも相應の百姓ありあり片方付て引分ると見ハ料所を私領は
 宜き者許り片寄様を成て宜しうて前様の所を仮令隣りの料所の百
 姓其隣りの私領の百姓は成り居家入交るとも致方なし貧富善惡の片
 寄ざる様は分べし併し軒別に入交る様をとも惡し其処を分方の作畧
 了間臨機應變の取計ひあるべし

一山崩川又潰を地等多くある村方山添川附して田畑所持の百姓を持高
 の内引高多く又沖通り田面中の田畑所持の者の引高あるは百姓を片

寄るより引高多し百姓を料所に残り引高多き者の三分郷より私領
へ渡す様にして片寄て悪し是等も双方格別殊劣多し様よ分べし総
百姓の内料所より私領もあると悉く難儀がる者多し又入る寄てハ私
領もあると歡ぶ者も稀ハ何れも依て百姓に分るよ大旨石の趣よ
て引分圍と以て私領役人村役人立合引分る方より夫も村高半分より
分るハ双方何とへう片付圍取もあれども千石の村方の内と漸く八拾
石より百石余私領に渡る村より百石と九百石の振分の圍より多し
苗様のよれも千石の内私領渡し百石分の百姓を幾個も割合て持へ置
此内圍は當りたる方と私領へ渡すべしと夫も百姓どもへも承知致さ
せ置て圍と入て渡すべし然もれが渡方の善悪は付百姓の恨もふし
一越石持添もある百姓野田の高と何程多分私領の方へ持よりとも住居

の屋敷料所よりば料所百姓より私領の方持添あり又料所は高多分
ありとも居屋敷私領ある料所の方持添あり分郷の節方一品一寄り
家地下と私領と二に分るとたの家作七分通り私領の地は掛り三分ハ
料所より其三分の内は電りば料所の百姓は極る法あり料所私領と
も何れも電りる方と本百姓とに仮令家作の多く掛りともとも電りた
方と持添もあるあり之の電り家内一命と繋ぐ元あるゆへ斯のごとく
取極りると見ゆると去るが家居下と二給に分ると先ハあたて
あり
一林に分るよ大場もどち木立二様あり又山林の内口の方地面あり
よれと宜しけれども木立少く平地の様あるも何れも山奥の方を木立茂
く又良材も何れも少く険阻ありと道筋もあく伐出し等成難き場あり

山林を田畑と違ひ切く入分推く一方付て分給ばあは併し是れ成
丈地面木敷等木同多様分け度であれども場処よりして左様は
甲乙あく分り難き処ゆり右体の山林は少く不同あれども致方ふけ
まへ東の方より西の方より又と興と口より二つ振分け料所松領は
て園取よりして分るてゆり之より前条は記を百姓分け方のごとく八分通り
を料所に残し二分通り私領へ渡してゆりか東西南北の内庁寄する場
所二三箇処も二分通りの反別は稱へ置木立其外善悪はれども園よりし
て分べし尤も林立野等より寄り知行渡りあるは料所詳りて残してゆり
まとも何れも下知次第あり

但し官林分郷はあるとゆりば分ざる以前林方并は林奉行へ其段
と届置引分る上私領へ渡りたるは木敷減木証文とゆり林帳減

木とて下知料所に残りたる林反別木品負数寸間等相改め林帳引
合減木同ひし出さべし

一市場河岸場或は格別の役村等と必せ分郷はあきば何れもあは等体の
村方と分郷は致し度であれども知行割掛りゆりては渡方と差支へ扱ふ
く右体の品々ある六ヶ敷村方分郷はあきともゆりば分方ハ代官より
取計りたるは巧者あきとゆり仕分難し何れも分郷は致し度とゆり其村へ手
代差出し田畑山林或は音請処の多少百姓の曲是等とゆりて村中の儀と巨
細は相し双方も同あき末は差支へば成さる様克く勘辨して引分
べし但し田畑山野敷林等に至るゆりて法のどく分け度あり大塚の
分量と法より知行場処其品は依て了簡と加へ譲り合せ分方の作畧
ゆりばきとゆり

改正補訂地方凡例録卷之八上

改正補訂地方凡例録卷之八下

高崎

大石久敬士恭 著述

一長吏彈左衛門由緒之事

徳川氏第八世の時諸事改紀の節享保四年三月中山出雲守大岡越前守より尋ねし付彈左衛門所持致せし古來よりの証書等差出し委細書付と以て申出又同人先祖の工の官鑰秘鑑等も書記しけるてめへ爰も記さばとつへども彈左衛門よりの由緒書より書出さるゆへ虚実を計り難うれども彼者方より云ひ傳へるものとて証据の書物たるは由と書上るてを恐る先祖攝津國より鎌倉へ下せしとの書出したる儀より有るは名彼先祖の漢土の人たるてより見えぬ世俗の専ら云傳る

改正補訂地方凡例録

傳ふるをるれが実事よもつるべきや依て爰に記し置まのる

一弾左工門先祖の漢土宗朝より我朝第七十五代

鳥羽天皇の御宇天永の頃漢土の人我朝へ渡る此者の先祖昔秦の國の者よると以て本邦よ來とより秦の字と姓を用ひ左工門尉秦武節と名乗万天不當の豪勇より其頃の武將但馬守平正盛は屬し度々武功と顯はしけるゆへ正盛は賴しく思ひ専ら戦場のとよむ任せたる我よ正盛は一人の女子あり武虎之は深く意慕し婚と結がんと思へども主従よ等しは正盛の許まきまもつるゆへ所詮竊は盗出さんと計し正盛は傳へ大に憤り武虎と討手の評議ありて同て迎も敵對し難きと察し夜よ紛を落失くれば正盛の威勢天下は高く上方助よの忍ぶべき処もあく關東の源家の領國するに依て乞巧の姿と成り關東へ下り鎌

倉に住し正盛の金鑿と道る斯て年月押移り正盛も卒し其子孫運拙く一旦乞巧の姿と成り再び平人の交りも成難く子孫とも沈淪せり斯る由緒を賴朝關白曾玩りて鎌倉創建の時分關東長吏の首領として配下廿八坐の品と定め判物と与えらる承く天下の巧頭とるべしと命せらるる

下恐以書付申願申上

三由番所様へ罷上り小格式役の者と私逆は罷成小儀の渡邊大隅守様村越長門守様市代相勤小弾左工門病身は付名代りと相勤小切り段々不身上ゆへ平日は用の即は仕連申儀も名代の者誤り來略儀又仕儀は坐り此儀自然と格式の様は罷成申小往古より大由老中様方始奉り諸は奉行様へ刃上下よく今以て相勤由番所様の儀平

日用多由坐小ゆ人自然と畏儀仕外唯今格式の様相成小儀
ハ私方より誤り来小儀ハ由坐小此度奉願上ハ只今迄役の者差出
由同仕儀ハ向後私直ハ相勤可申小間何平古来の通由内迄刃ハ
て出勤仕儀被為仰付被下小ハ難有可奉存以上

享保四年庚寅二月

浅草 弾左工門

右嘆訴申クハ春行中評議の上従米の舊家より依て同月廿六日坪
内鉄登幸相小原六左工門中山出雲守相阿部彦大夫大岡越前守相植竹
藤左工門三人と以て弾左工門儀由番所前迄帯刀の儀奉行中ハ向以
て免除の旨申スル尤上下着用の儀ハ无用の段且美服ハ用ひはじ
ま旨と申スル

但し當時の上下と着用を

覚

私先祖攝津國池田より鎌倉へ下り相勤小处长吏以下の者強勢
とのへより私先祖ハ支配仕仰付小

一 従頼朝ハ長吏以下支配可仕旨由証文鎌倉八幡宮へ奉納の旨申小ハ
共分明ハ無由坐小然共其証文の内長吏共尋申儀由坐小間別當へ申
達書枚字賞別當判形由坐小へが奉納と相関申小往古より今も於て
鎌倉八幡宮由祭礼由神樂先立供奉長吏仕小京都男山八幡宮由祭礼
ハ其処の長吏同断相勤其外由祭礼ハ長吏供奉仕外由坐小
一 禁中様由口蘭金剛大和國長吏差上由扶持代物りて頂戴仕小并由花
畑の掃除長吏等小法師と申者ハ軒りて相勤由扶持頂戴仕其上様
ハ拜領物由坐小と承り及び申小

一 京都二条の城掃除同外長吏下村庄助地方より百五十石頂戴仕其上
紺屋のうらぬへ取申の支配の長吏も有之の城掃除の役或は牢守相
勤小者も申上

一 關東の國の時私先祖武藏國府中迄罷出鎌倉時代より段々相勤
小趣奉申上へが役并長吏以下支配は仰付其以後小田原北条
氏直公証文を以て其処の長吏太郎左門長吏以下の支配奉願小
の無取上其証文は召上私先祖へ召下置其後元禄五年
上州下新田村馬左門と申者長吏と穢多の論仕申變國武田信房公
の証文を評定所へ奉差上支配可離の事仕申外私祖父申上は
古来より穢多と申儀世話を申坐小古来の証文等より長吏と申
書出は遊或は當家様よりハ革作彈左門と申書は下置其外申

書出今も所持仕申依て私祖父申分相立右の証文を評定所へ召
召上私祖父へ召下置此度仕置の上如先く支配は為仰付
一 入國の時馬足痛者摺單は仰付は馬は祈禱として穢多の尋
の上私先祖支配の穢多連罷出へが病馬快氣仕申依て為穢
美鳥目頂戴仕其為引例毎年正月十一日の城様中下判頂
戴仕申臺処より酒頂戴仕申古より西下丸下下廐より米頂戴
仕申納戸方より鳥目唯今に至り頂戴仕申
一 入國の時格式より只今に至る迄は老中様申奉行様申役人様
方相勤小刻私上下組頭袴利織帯刀仕只今迄相勤来申
一 處々關所私支配の女通り申儀ハ古来より直に申留守居様へ申上
私一判より通り申手形頂戴仕申

一私所持仕代之印判濃州青野原合戦の時首帳面之記し首私
先祖へ預けの節集房と申文字の判為割符を下置其砌其後
其判を用い外へども其後ハ大切仕廻置別集房と云文字を判
仕大小相仕立申

一九十七八年以前中城様中臺へ召出燈心細工仕節ハ扶持頂
戴仕

一時ハ太鼓陣太鼓并陣用の皮細工入用の代頂戴仕細工の
儀ハ役目仕首様の時ハ傳馬申請儀ハ坐此儀ハ書
付仕坐

一ハ役目相勤儀ハ既ハ用次第ハ絆綱差上申并武蔵國府中
既下惣國小金村既ハ絆綱差上申

一ハ仕置ハ一件の内役相勤申

一六十年程以前石谷將監様神尾備前守様代武州鴻巣宿三又
行ハ節評定外ハ仰付ハ達書下置様使迄私先祖ハ為仰付
ハ間ハ傳馬下供鎗為持ハ役相勤罷歸申

一ハ公儀様頂戴仕ハ物ハ從堀式部少輔様私先祖ハ内証文下
一ハ未年飢饉の節岩附町のハ欠所物下置

一ハ大火の節ハ金米下置
一ハ丸橋忠弥品川ハ碓の時ハ場外於石谷將監様金子頂戴仕
一ハ丹羽遠江守様よりハ尋者ハ仰付ハ間西三度名捕差上ハ為ハ衰
美金子下

一ハ上坂と申傳ハ鎗一本銘島田義祐ハ坐外ハ碓鎗一本頂戴仕ハ

共一本よりハ手支申下間神尾備前守様代申上外へど西内番所
 様より朱鎗の内下坂土本充下下
 一私支配在長吏元年貢田地或屋敷計元年貢りて田地を元年
 貢差上外もの数多内坐内水帳頂戴仕一村の長吏元年貢頂戴仕
 めの内坐内

右之通る申尋遊下付奉書上外以上

享保四庚年三月

淺草 彈左工門

賴朝卿印未印之字

鑓倉長吏藤沢彈左工門へ與之

- 一長吏 座頭 舞々 猿樂 陰陽師 壁塗
- 土偶作 鑄物師 辻目暗 猿曳 鉢叩

右の外者数多雖有皆長吏の其上るべし此内盜賊の輩の長吏と
 して刑罰可行之湯屋風呂屋の傾城屋の下るべし人形舞の廿八番の
 下るべし

治承四庚子年九月日

賴朝卿印判 下と鑓倉長吏藤左門賴兼

此右大將家の下文本紙鑓倉宿が岡に奉納と申傳へ虚実不分明の由併
 し別當方より字し首ひくる音彈左工門書上見ゆまは実事りて有
 るがとや去るの治承四年の賴朝伊豆國に義兵と與せし年と未だ

文三十一

平家ハハバ乱世の始々ハハハ長吏等の支配と命せしむるハ甚と不
審アリ又下文の字体ハ造らるハ恐クハ後入附會の説ハハハハハ

賴朝卿黒印



長吏職事

法名

利阿

西代官

四郎兵衛

同

太郎兵衛

上内

五郎兵衛

宛行

右任右大将家出判之旨相模國鎌倉由比長吏賴久今利阿東八箇國長吏

可進退者也依而被ハハハ文書雖奉霍岡ハ宝殿董利阿深歎仰上直下畢依為
此同類ハ内彦左衛門賴助藤沢七郎左工門賴通何ハ八幡宮掃除以下役
無懈急可相勤狀如件

大永二年癸未三月廿三日

霍岡少別當

法眼良融判

下鎌倉由比長吏賴久法名利阿

右賴朝卿出判於霍岡申請時の官途

西傳馬一匹自江戸小田原迄無相違可立ハ鹿毛皮白皮ハ成ハ用
ハ參者也仍如件

辰二月

青常陸判

内修理判

大石見判

長谷七左判
伊備前判

今度陣為用板目皮入申小間方へ相尋矢部掃部殿へ可相渡
小皮着着次第物の儀相渡可申小為其如此以上

五月十七日

内藤修理清道判

彈左工門どの

尚々為用板目皮を仰付小間可相入精小

石の外武田信玄北條氏連等より証文下し状其外山當家の下し状傳
馬觸等數通りとりて小間も畧して其二二と拳と記し置きあるり
此度私由緒中尋り付先達て差上置小古証文等の字并由緒書一通
差上小其刻申上小鎌倉太郎左工門へ預け置小書物中差圖無小坐小
えとも手下の儀勿論預置小へ共私所持仕小同様は坐小間為取
寄申小付被見の上書留奉願小関八州私手下の者より國王領
主の内朱印中墨付數通所持仕小間中探題の上段差上度奉存小
一北条時頼公の時於由井濱日蓮上人刑罰の節私先祖召運罷出小
役の者の内日蓮上人より小へ真筆の法花經五の巻一卷致致附
属于今私所持仕小此儀より付縁起等中坐小
一由上洛の節ハ摂津國河邊郡池田領火打村長吏八左工門太兵衛より申

付内絆網諸事皮類用相勤申古来の由書付内既内別當西内凡下
 諏訪部左工内様由請取所持仕内代替の即ハ罷下り内絆網差上
 内既内目見召連罷登申并内上洛の於内道筋皮類用は為
 仰付内節ハ支配の外迄其邊の長吏共へ私下知仕相勤申
 一先年日光内社叅の内時様曳は為召出内泊の内殿より内上覽は為遊
 外刺手下の猿曳十二人召連相勤申此節内扶持頂戴仕伊奈半左工
 内様より奉受取内上覽の内持扇頂戴仕今以て所持仕内
 石書上の由緒書内帳面より書加奉願上内以上

享保十巳年九月

浅草 弾左工内

右書付追て差上内書加るゝ成る

内役目相勤内覚

- 一内入國以来西内凡内既へ今以て内絆網内用次第より奉差上内
- 一内陣内太鼓内用次第張上申内
- 一車類内用の節何れをも差上相勤申内
- 一内尋者内用在邊より未限は為仰付次第相勤申内
- 一内牢屋敷焼失の節囚人服へ内移しは為遊内節外側へ昼夜番人の者
大勢差出申内
- 一内召の斃馬埋め内節人足差出申内
- 一内旅行の節木戸々々へ杖突人足大勢差出相勤申内
- 一内仕置者内役一件相勤申内
- 一同内傳馬役相勤申内
- 一同内用の諸色買上相勤申内

一 関八州總支配の出入等私方より裁許仕仕

一 由公儀様へ差出外出入の儀平日支配仕仕者の外より由當地へ罷上り外出入の節ハ私方より為御付諸事 引仕仕

右の通り従往古相勤申以上

享保十巳年九月

浅草 弾左工門

一 非人頭車善七由緒之事

附品川松石工門由緒之事

非人頭車善七由緒の事 享保年中此の節同人より書上されども委し
のべ之を先祖の姓氏歴然とありといへども 証据の書物なく書上難き
ゆへ書出さざりや又自身より其由緒を察し知ざるもや明暦の比よ
り諸用を達し其後留地等下され品々相勤めしその事享保十巳年八月

三日町奉行中山出雲守大岡越前守へ書上及び趣旨を粗左り

記を又官編秘鑑は善七の由緒の委しく記しをりといへども此の節

善七より書出さざりば虚実の不明なれども先祖ハ一旦徳川家と恨

とし儀は付申立る事と恐る先祖の由緒姓氏を顯さば只諸用を勤め

る事の事と懸と書上するも其程の計りなくされが善七の書上さる

て虚説とも極推きよ付江都官鑰秘鑑は由緒を著しゆる趣世俗の六傳

えんと符合するゆへ今爰に記し置りのあり

車善七先祖を慶長の比佐竹常陸介義宣の家老車野丹波守と云此者石

田三成より組し主人義宣を奨め徳川家より叛き関ヶ原裏切の事と勸し

義宣疑惑しを決せり兩端を見合する内関東方勝利と成り付義宣降

を乞ひ徳川家より随従せしといへども丹波守が逆意を深く憤り只捕て

磯より行ひまゝより然るに一子善七郎父の仇を深く恨み何卒徳川祖宗君
と殺さんと数年心掛庭作とありて江戸城の庭より立入折を窺ひしに
或時徳川祖君庭へ出るを名を好折柄と善七郎胡よりて祖君を目掛
持する木鎧を打付し三尺計りも前より落ちて當らば近従の面々大驚
き怒ち呂捕へ切殺さんと為ると祖君之を制し下郎何とて余は恨
み過る取落し我前より落るるもあらずと咎もあらずしうが危死命
と遁をうり其後亦庭へ忍入て只管規ふといへども弑を折ゆる空
く月日と過しける処或夜閉外へ入る処を害さんと立石の蔭に匿居
て心掛しうぐり大勢附添燭臺まきめき容易に出がう見合する内小
性も命を多し不棄勇心ぶるのゆゑん改め見よとの命は應じ庭中を此
処彼処と捜しうぐり善七郎今の遁う方あり一太刀恨せんと廁の方

へ飛行き祖君を目掛飛うると在合面々遂は搦め捕り直は小性を
以て光明たるは善七郎今に包むべき様を丹波守が一子父の仇を報
んと年来心掛し運拙く本望を達せざると呂捕まき今に死をべ時
ありと有の終は白状しけるは祖君其孝義勇壯と感じ一命を助けらる
古主佐竹家は仕へ忠義を尽さべしと喻されし善七郎の不俱戴天の
仇眼前より仮令助命をばとて武名を立ると忍びんや死と玉のど
んハ自救せんと云くると祖君甚だ怒怒と命を拒まが汝が九族を
市に斬んと有るれば善七郎恐入父の孝と立んとまねが存世の母が命
と落さんといふ又是不孝の甚したる此上仁血は随ひ奉らん去あ
ら一度害せんと計つし我活命し人の中より交り難し此上の入界を辞
して免頼徒の群は入生涯を送らんと願うれば君も深く其志を憐

一 乙丙の首領を命ぜらるる夫より非人の頭と成て今も連綿たり
 一 明暦三酉年大火ありし時焼死九千七百三十七人の取片付と彈左工
 門方より申渡し人足三千二百八十五人善七方より出、其後種々用辨
 度々人足差出し相勤め元禄十二卯年七月十一日松平兵部少輔揚り
 畑屋敷廿間より四十五間溜敷地より下され一の溜三間梁の七間二の溜三
 間梁の十間善七自分入用と以て取建同年同月十七日保田越前守申渡
 りて預け先宿者男一人一日米二合女一人一合五勺十歳以下男女一日
 一合二勺五才充溜扶持方相定め善七方へ相渡る同年九月八日より辰
 十二月晦日追溜築代金三百廿四兩一分銀九匁九分相渡る
 一 其以後溜破損の節修復金其度々善七方より町奉行へ願出をバ吟味
 の上之と渡され溜敷敷く置代も相渡るる

同

一 石の享保十巳年八月町奉行中山出雲守大岡越前守へ善七より書上の
 抄書りて此外築園入足出火駈付人足名捕者等例書数箇余りて
 一 其一二を挙るものゝ前文溜と云る囚人の病と得し者或は百姓
 の罪と犯せしものを入置く処と云る
 一 品川松石工門由緒の享保年中紀の郎書上より取初貞享年中初て預者
 ありと云る始り其後溜地等と下され追々諸用と達せしものと記
 して先祖の由緒を記す官鑰秘鑿と云ふも人々又世俗の説らふし
 元来乙丙の人身も其姓氏知るべからず
 一 貞享四卯年九月廿六日代官井戸新右工門支配所の囚人新右工門方
 差置べき処あり初て松石工門方へ預け其後諸奉行外盜賊方逮捕方の
 事ども預けありて何時とあり善七より等しく溜同然に成追々男女
 数百人の預り成松石工門敷地手扱付元禄十三辰年七月十一日町奉

行松前伊豆守保田越前守へ相願ひ松右工門居小屋續へ溜地五百廿三坪下され溜家と取立取初の同人自分入用と以て取建し外同十五年二月朔日の大火は溜類焼し此時兩番外へ相願三月八日普請金百兩下され其余は松右工門入用と以て再び溜と取立尤も同十二月より溜扶持米蒸代等も善七方同様成る右享保十巳年八月三日町奉行中山出雲守大岡越前守へ松右工門より諸用等と勤めし趣と書上する内より一二と奉と記そののり

一 前書穢多非入頭等の濫觴は地方に屬せしことなりと雖も彼等も付てと年貢致の費事損馬等のことな付代官外より掛合は及ぶて間なる故彼等の取扱方り知れしとら差支ることもあるゆへ爰に其要を記その

一 古跡新地差別之事

附寺社に於て發生之事

一 古跡との寛永八年未年より以前は建立したる寺と云ふ古跡並ち寛永八年より寛文八戊申年より三十八年の間建立の寺と新寺と唱へる古跡並ち其以後の寺は新地なり右古跡古跡並新地の差別を元禄四年未年銘て寺社改役出来し元禄以後は新地建立堅く停止し成り尤も寛文以後の寺も願筋の区格別は立を古跡並に申付らるることあり

一 寺地寺号在来より處は庵室と建立し古跡を願ふことな於ては往古寺院有しと先の先住俗の墳墓二三代も續きそあるが故に墳墓は多くは往古の過去帳ありて本末の区別なく申立の筋分明らねが故に古跡の願相立てもある

一 寺社堂鳩入用は付天明四年町奉行より寺社奉行へ達書左の通り

此節由鷹鷲堂鳩入用の時節以外大坂表より鳩荷物不致参着別
て由用差支の間前へ御請負人より申渡扣書之通

上野 増上寺 傳通院 山王 愛宕 永川

右六箇処を相除き其外寺社境内より鳩取申度旨請負人より願出小
尤先規の通社頭廻り差除小極より由坐の間我雜々間敷儀無之鳩殺生
致小様可申付小石の通寺社境内へ立入殺生致し小儀より由坐の間申
答小儀より有之小て差支相成小より付其筋へは仰渡小様仕度小

辰五月

山村信濃守

一 寺院呼出之事

附寺院出入差出方之事 寺院より料所百姓直呼出之事

自身葬之事 僧位僧官并職多非人の称御廢止之事

支配処の寺院と代官役処へ呼出の事は百姓への差紙を若相背より於て
を越度するべき者ありと認る通例より付寺院も同様と認め然るべき
やの旨其筋へ函令せざる処代官より寺院を呼出するへ越度するべき
の文言を除き罷出べき者ありと計り認め然るべき由挨拶より又手代
廻村先より吟味の引合あるや或ハ年貢等の下より付寺院を呼出の事
違参りたるより又ハ不束の返答申越り大察の下の出家文其分より
ら致し置べきものども不参りたる差支は成又ハ支配役人へ對し不法
の致方等有り候令朱印地の寺より共其分より差置難く屹度札を以て
て雖も其寺院へ掛り彼是取合より右体不法の寺院あれば逆り承知
致と間敷より付不埒の始末を代官へ達し勘定奉行へ申立支配より寺
社奉行処へ呼出以即其寺の格より墨の上或ハ椽の上より居させり

吟味の仕方ハ百姓ノ替ハてくる寺院とて丁寧の取扱ハあり併し出家
丈少しハ言葉等ハ心付るてもなり勿論吟味役人の身分より由てなれ
ど同じ用向成とも手代等の取扱ハ先丁寧の方然るべし去共寺出入
ハ格別の正ハ付敢て言葉と懸ハ遣ふべき助てハふた由の挨拶あり
一寺院の出入と寺社奉行ハ差出とて之を代官より直り寺社奉行ハ差出
して之宜しうて勘定奉行ハ相同以下知の上差出とてなり即ち中仙
道深谷宿の寺院出入と差出とて之の書付左のてし

私市代官外武州榛沢郡深谷宿一月寺派福正寺弟子春道と誰知行
外同郡押切村金次郎方ハ隠し置生死疑敷首石福正寺願出ハ添翰と
以て月番寺社奉行衆ハ差出ハ筋より可有市坐裁取計方奉伺以上

月日

右の通相伺外処寺社奉行ハ掛合の上月番誰方ハ裁日差出ぬ旨の下
知ありし由なり

一 代官所の寺院等寺社奉行外ハ願筋よりて出る時を支配所ハ願出添翰
と以て出る筋の処何時の頃よりて支配ハ構る本寺の添翰計りよて
罷出奉行所よりても頓著又なば訴状と取上吟味ありし処天明二寅年
左の如く觸達するに付以来若し添翰と願うばり寺院あり時を申立相
亂とへきてなり
是迄を寺院の出訴を本寺觸頭の添翰と以て奉行所ハ罷出社人の出
訴を添翰無之罷出ハへども以来地頭有之寺院の出訴を代官領主地
頭と本寺觸頭両添翰と以て罷出社人の出訴を代官領主地頭の添
翰とて罷出ぬ旨寺社へ申觸置ハ代官領主地頭とて其旨可相

心得

右の通万石以上以下とも不洩様可被相觸以上
 一代官所内の寺院の出入り吟味し取掛り節届けがなぬの旨其筋へ承り
 合せ外百姓より掛りたる出入り届し及むる寺院より百姓へ掛りし
 出入りの一通りも届置て吟味し取掛り然るべき旨一休寺院の出訴を寺
 社奉行へ差出しし成がたしと云ども双方一支配内の一領内の寺院を
 先づ支配地頭より一通り吟味の上府切らざる節を差出しし致を方然
 るべし尤も支配内の寺院より寺院へ掛りたる出入り支配役所へ願出
 たりとも吟味と為さば伺の上寺社奉行へ差出さるべし奉行所より月
 番手限の掛りより相成らば内寄合公事ある由の挨拶あり
 一料所の百姓と寺院より直呼出しし致を方然と云ども支配役所へ届あけ

是を決し罷出間敷と承り凡て料所の百姓と支配へ断り承り他より
 呼出さるる夜令堂上方より相成ざるを寺格宜しき御未印地
 ちより度々直呼出致を寺院より若し石体の儀より罷出さるる早
 速役所へ申出差圖と請小様兼て村々へ申渡し置訴出小が差出さるる
 其段と奉行所へ相同ひ小方然るべき由あり先年奥州方合五ヶ伊達郡
 五十津村の部合百姓と羽州因又合米澤の部合林泉寺より直呼出し
 る旨村方より訴出は付差留て差出さるる外林泉寺より領主役所へ
 申立領主役人より掛合らるる小材料所百姓と支配へ相達せし寺院よ
 り直り呼出を謂はるる旨付尋儀等あるとき其筋へ申立小様申
 渡さるる小奉行所より申達しお記内を差出を儀成難き旨返答し及び
 小外彼是掛合らるる終り差出さるる夫成は相済たり又工州吾妻郡山

田村の百姓と同村善福寺本堂再建の儀より増上寺役僧より直呼出有
し節も差出さば相済となり尤も是等を寺院我授し掛るゆへ石体の始
末より及ぶあり支配所内寺院後住の相談或は修復等の儀より付其村檀
家内より用事あるに付差出し吳小様他処の本寺より掛合らるる其旨村
方へ申渡し差出さるべき処寺格と申立支配役所へも断りなく料所の百
姓と権柄を呼出さるゆへてと決し差出さる其段を奉行処へ相届け
るに及り尤も直呼出たりとも役所へ訴へ出む村方得心より出る類
を閑流しし致し置然るべきに及り
自身葬の儀を自分滅罪の免許と受たりとも自分并に総領計の儀より
妻二男三男娘等を且那寺より取置儀定法の由然とども且那寺と懇談
の上承知連印より願へば妻子返自身葬に成る其近例左のごとし

代官必上州利根郡下津村修験三寶院儀前より自分并に弟子ども
手前滅罪より妻子の儀を私領内同郡月夜野村真言宗寿命院引導請
来りたる外川越しの場処より差支へ多く以来家内残らば自分葬に
致し宗門帳より寿命院の印形を除き自分一判より差出し度旨寿命
院加印より願出勘定奉行山村信濃守へ相伺下知の趣左の如し

附紙

書面三寶院家内滅罪并に宗門帳自分印形の儀双方得心の上連印を
以て相願上を願の通り可被申付小むり寺社奉行中へ掛合の上申達
以上

寅四月

信濃印

一 仕家及び修験者を前より自分職罪に仕来まども代替りの節を本入
吉田家又を白川家へ相願許状あくるを相あくる其節を支配役所へ添
翰と願出を尤も此時より且那寺へ掛合相府をたると得と丸く添翰
と相度まゝし先年且那寺へ無沙汰りて添翰と取上京致し許状相府
たると上且那寺より訴へ出て仕家及び役所とも無念に成たると何り心
得べきことあり

方今開化の盛ある四民同権より寺格も更なり門閥を廢せし其
上穢多非人等の稱と止めり至る則ち明治四年辛未九月
御布告の字左の如し

- 一 穢多非人等の稱被廢し奈一般民籍に編入し身分職業とも總て同
- 一 相成り様可取計旨被仰出の間為心得相違の事

未九月

太政官

明治五年壬申二月御布告の字

- 一 従来僧位僧官等永宣旨を以て諸寺院より差許し置り分總て被
為廢し奈此旨相心得各府縣に於て管内寺院へ可相違の事

申二月

太政官

同年四月御布告の字

- 一 自今僧侶肉食畜鬚等勝手なるべき事
但し法用の外を人民一般の服苦しめしむる事

申四月

太政官

一 官芝居并迂駕董廢止之事

江戸東芝居を徳川祖宗創業以来府内繁昌へ随て堺町葺屋町木挽町

今此三芝居を我草律の外芝神明宮芝居免許あり其後所々の社地
 若町より移り繁昌せり宮芝居停止に成る辻駕籠も往古をふれ
 りたりたる処享保の始頃より宮芝居停止に成る辻駕籠も往古をふれ
 りのありしが元禄の末まゝ駕籠百挺免許に成り其頃バ武士を格別平
 人を老人婦人病人の外を乗てあり其以後年歴の立に隨ひ定敷の禁
 制も緩より何時となく増長し数百挺の辻駕籠と成り卑賤の者も亦
 乗る様も成たるに付是亦享保の始頃數僅らふ定まり其節二挺立の船
 を全く停止に成たり然るに宮芝居辻駕籠二挺立の船等より渡世を送り
 妻子を育ひたるもの幾千人と云とありしに俄に相止たるもの下
 の者渡世は離れ飢渴に迫り自然と菰被り乞馬等も成り困窮の余り
 盜賊の災も間あるに付世上下に豊うも成るべきに付てを存寄申立
 命を旨享保九辰年評定処一坐の面々へ命せしむ一坐評議の上品に存

寄りありし内宮芝居辻駕籠二挺立の船を前々の通り免許あり無
 宿体の者渡世は取付格別下甘き世に自然と寛りも成る趣に申立
 何れも免許ありて今連綿せり實は御府内繁昌の基ひあるべし

評定所一坐品と書上の内披露

宮芝居免除有之にても一絲の甘きも成るべきにて無之に其上此儀差免
 されにても悪事仕はもの相止る筋も無之に事
 此段と芝居被差免にても一絲の甘きも可相成事との不奉存に私共
 申上り処を近年無宿もの多く罷成りてを渡世は兼に人此類の者
 も相増し間前々のごとく宮芝居小見せ物類差免しにへど此事に付下
 々渡世は成り儀ども多くに故自然と無宿体のものも少く罷成り
 當時行詰りし者どもの甘きも罷成非人無宿体のものも相成向布と

存寄^{シテ}いたるに坐^カし且^カ又右の通り^ニて無宿^シ体の者^ノ成^シて^ハ相成^ルの
事^ニ惡^ク事^ト仕^テ小^シ族^トも渡世^ニ取付^テ様^ニ相成^ル自然^ニ惡^ク事^ト致^シし^テ小^シの^ノ相減^ル

し可^ク申^テ奉^ル存^ルの

一宮^ニ芝居^ノ差免^シされ^バ小^シが^ノ被^レ役^者の類^ノ段々^ニ相増^ス可^ク申^テ然^ルも^ハ右^ノ脚免^シ

付^テ無宿^シ体の者^ノ相減^ルと^シて^ハ筋^ノも^ハ無^ク之^ノ事^ト
此^ノ儀^トも^ハ差免^シし^テ小^シが^ノ役^者の類^ノ相増^ス可^ク申^テ小^シも^ハ芝居^ノ有^リ之^ノ小^シえ^ド無宿^シ
体^ノの者^ノも^ハ渡世^ニ仕^テ兼^テ小^シの^ノも^ハ渡世^ノの品^ノ多く^ク罷成^ル小^シ間^ノ差免^シし^テ方^ニ
然^ルも^ハ奉^ル存^ルの

一宮^ニ芝居^ノ十箇^ノ年^ノ以来^ニ相止^ムと^シ其^ノ者^ノも^ハ相^テ應^ズ渡世^ニ可^ク致^シ相止^ムと^シ小^シ

一兩^ノ年^ノの内^ニは^ハ小^シが^ノ得^テ芝居^ノ脚免^シと^シて^ハ渡世^ニも^ハ可^ク成^ルへ^ドも^ハ右^ノの^ノ通^リ
小^シが^ノ得^テ令^テ更^ニ免^シ許^ス致^シし^テ小^シの^ノ下^ノの^ノ甘^クぎ^ニも^ハ可^ク成^ルと^シて^ハ無^ク之^ノ事^ト

此^ノ段^々も^ハ十箇^ノ年^ノ以来^ニ相止^ム其^ノ者^ノも^ハ相^テ應^ズの^ノ渡世^ニも^ハ取付^テも^ハ可^ク有^リ之^ノ
小^シが^ノ得^テも^ハ然^ルも^ハ近^ク来^ル非^ニ人^ト無宿^シ惡^ク事^ト仕^テ小^シも^ハ渡世^ニ仕^テ兼^テ小^シの^ノ故^ノの^ノ趣^ニ
小^シの^ノ芝居^ノ見^セ物^等差免^シし^テ小^シが^ノ此^ノ儀^トも^ハ付^テ渡世^ノの品^ノ多く^ク罷成^ル小^シの^ノ
無宿^シ体^ノのもの^ノも^ハ渡世^ニ取付^テ可^ク申^テ付^テ差^當り^下と^シて^ハ救^ヒも^ハ成^ル可^ク申^テ
と^シ奉^ル存^ルの^ノ及^テ令^テ他^ノ國^トより^ハ無宿^シもの^ノ集^ルり^小も^ハ右^ノの^ノ通^リも^ハ付^テ只^今近^ノの^ノ
通^リ無宿^シも^ハ罷成^ル申^テ間^ノ布^ク奉^ル存^ルの^ノ
一^ニ辻^ノ駕^籠の^ノ負^重定^ムり^二棟^立船^ヲ停^止罷成^ル儀^ト奉^ル公^人拂^底も^ハ付^テ先^年
右^ノの^ノ通^リ相^達し^小え^ドも^ハ其^ノ節^ノより^ハ奉^ル公^人多く^ク罷成^ル儀^トも^ハ無^ク坐^ル小^シ
右^ノ二^品以前^ノの^ノと^シて^ハ罷成^ル儀^トも^ハ差^障り^無之^ノ小^シ下^ノと^シて^ハ渡世^ニも^ハ罷成^ル儀^トも^ハ
若^クも^ハ辻^ノ駕^籠も^ハ乘^リ儀^トも^ハ何^ノの^ノ障^り申^テ儀^トも^ハ無^ク坐^ル小^シ
右^ノ箇^ノ余^ノの^ノ儀^ト近^ク来^ル上^端困^窮仕^テ無宿^シ者^ノ非^ニ人^ト多く^ク小^シの^ノ故^ノ渡世^ニも^ハ罷成^ル儀^トも^ハ

儀何きり金議仕り申上小様仰せ聞られは付何きり金議と遊外凡
て奉公人并に諸職人商賈農業等務め兼けりもの自ら無宿非人罷成
小由人此者ふりの渡世は成りけ儀相考へ外処右の通りは内坐の就中
官是居の儀を其下々々其日暮し体のりのみを渡世仕へえど無宿非
人等追々減じ可申と奉存外其上箇様の儀即免は坐外えど世上自然
と寛うは罷成多し外十箇年以來芝居無之りても差く相替る儀も無之
外えを所く芝居有之りとも是く渡世仕へりもの数多し坐外えど芝
神明の芝居を前々年久く有之りえども世間の障りも成るると相見へ
む外間芝神明の外四五箇処の芝居并に辻駕籠二挺立船の儀も巴前の
如く差免し下く渡世の品多く有之り様は仕可然奉存外

享保九辰年閏四月

評定所一坐

右芝居辻駕籠等の儀を地方は不用の事あがり村々の政務を取扱ふは
も心得有るはたふも人記したり都て聖代天下の政道を行ふは礼樂
を以て治め玉ふ一箇の了前を云へば天下を治るは礼をのりて
舟べし終竹管絃等の樂を耳目を治るは心を樂ましむるの事は國
政にも入まじき事の様と思ふもあれどもまづて天地間の陰陽の
二儀を離るる事なしとて礼を陽樂を陰は類は又礼用和為貴は
礼の事として序寄を和とて礼立むるは方人の飯伏る
人を知るは天下を治るは礼樂並に行ふは禮を和とて治るは
礼の事として天時不知地利不知入和とて治るは鬼角人を知るは
國平天下の基ひは礼況て軍政等と入和の事專要あり乱舞ハ云
は及ぶ芝居見せりの類或は遊里寺天下は不用の事なり政

日害ちくも免許して立置るべき様為したし又宮芝居辻駕籠等不用の
物の様もれども教方人の耳目を楽よめ養生の一助とも成り辻駕籠
を勞を休め急務を達し又夫を掛て昇賤の輩世渡りや當み大勢の妻
子に扶助を係を莫太の工多り芝居見世物駕籠は乗るもの其一人の宝
を費やも様もれども芝居見世ハ駕籠は乗るものも夫をただけの有餘
も有り殊は其金銀の奔るよりあるは世上融通あるを無益の費とも
云ぐとし夫を掛りて未くの者今日を送るを裁許するんや宝ハ一人の
宝より凡て世上融通の物有り夫天下國家を治むべきものハ偏居
ある隘まり簡してをあるは工多り既徳川祖宗の政務を拵を摺木
を洗ふ様はべーとの遺訓有り云傳ふ然りとて怨むをよせしめ
云はるはゆるぎ委くまへ穿つづのゆるぎの意をもへー實は評定一坐

の存寄宜ある裁然りとていへども諸事を許せば不法は募り法に越ると
の多し芝居も心を楽よめ辻駕籠の勞を休め其身相応は用の色ど
害もなれども人々奢り長ドる限を忘る教代の身上を滑し士官を勤め
ゆる欠き婦童の淫風を慕ひ其身の教を守らば放蕩は成行く者同く多
くねを許はるも締るも其程を取て斤寄は係様の取計は肝要あり
此處の政務は閑する人々其身を守り上下は私あく法令を正し諸人婦
伏を係様は思威行をねがまると天下の万民を治め難し一俵僅うの一郷
一邑を治るも此心得ゆるぎまてあり

但し三座芝居の傳來并馬車人力車等の譯尚後卷に記さべし
一府縣支配所之事

東京府 練

改正地方所領録 卷之八下ノキ

武蔵國四郡 荏原郡以下郡字 豐島 葛飾の内 足立の内

京都府 西 葛野 愛宕 宇治 紀伊 乙訓 久世 綴喜

山城國一圓 相樂 船井 末田 何鹿

丹波國三郡 島上 島下 豐島 能勢 西成 東成 住吉

大坂府 大坂 攝津國七郡 神奈川縣 橫濱

武蔵國四郡 相模國三郡 三浦 鎌倉 高座

攝津國三郡 攝津 高槻 久良岐の内

兵庫縣 神戶 兵庫 武庫 川邊 有馬

攝津國五郡 長崎縣 長崎 肥前國三郡 彼杵 高木 松浦の内

壹岐國一圓 壹岐 石田 蒲原 石船

新浮縣 新浮 越後國二郡 埼玉縣 槻岩

埼玉縣 槻岩 武蔵國三郡 埼玉 足立の内 葛飾の内

入間縣 越川 同國十三郡 横見 入間 秩天 男衾 大里 榛沢 賀美

同國十三郡 幡羅 新座 兎玉 高麗 那賀 比企

改正地方所領録 卷之八下ノキ

足柄縣 小田原

相模國六郡

伊豆國一圓

木更津縣 津木更

安房國一圓

上總國一圓

印旛縣 佐倉

下總國九郡

新沼縣 土浦

足柄上 足柄下 愛甲 陶綾 大住 津又井

君澤 甲方 賀茂 那賀

長狹 朝夷 安房 平郡

天羽 周准 望院 市原 夷隅 長柄 埴生

山邊 武旻

結城 相馬 葛飾 豐田 岡田 埴生 千葉

印旛 後島

常陸國六郡

下總國三郡

茨城縣 水戸

常陸國五郡

郡馬縣 高崎

上野國十一郡

朽木縣 朽木

下野國五郡

上野國三郡

宇都宮縣 宇都宮

新沼 河内 筑波 行方 信太 鹿島

杵取 匝瑳 海上

多賀 又慈 那賀 茨城 真壁

利根 吾妻 勢多 郡馬 碓氷 那波 甘樂

佐位 片岡 多胡 綠野

足利 蕨田 寒川 安蘇 都賀

邑楽 新田 山田

下野國四郡

芳賀 塩谷 那須 河内

奈良縣 良奈

大和國一圓

添上 添下 平郡 山邊 宇多 式上 式下 十市 廣瀨 葛下 葛上 忍海 宇知 高市 吉野

堺縣 堺

河内國一圓

茨田 交野 讚良 河内 若江 高安 淡川 大縣 志記 丹北 石川 錦部 安宿部 丹南 八上 古市

和泉國一圓

大鳥 泉 日根 南

三重縣 津

伊賀國一圓

阿拜 山田 名張 伊賀

伊勢國八郡

安濃 安藝 鈴鹿 河曲 三重 桑名 員辨 朝明

度會縣 田

志摩國一圓

卷志 英虞 多氣 度會 飯野 飯高 一志

伊勢國五郡

紀伊國一郡

半美之内 春日井 愛知 桑栗 海東 海西 丹羽 中島

愛知縣 名古屋

尾張國七郡

額田 加茂 碧海 幡豆 宝飯 設楽 八名 額田縣 時岡

尾張國一郡

知多の内

濱松縣

遠江國一圓

榛原 城東 佐野 山名 周知 磐田 豊田 長

静岡縣

駿河國一圓

上 鹿玉 敷知 濱名 引佐 山香 長下

山梨縣

甲斐國一圓

志太 益津 安倍 庵原 富士 駿東 有渡

滋賀縣

近江國六郡

山梨 八代 都留 巨摩

犬上縣

近江國六郡

滋賀 野洲 蒲生 栗太 甲賀 神守

近江國六郡

愛知 犬上 坂田 茂井 伊香 高島

岐阜縣

美濃國一圓

不破 多藝 石津 安八 池田 大野 本巢 席

田方縣 厚見 山縣 武儀 郡上 加茂 惠那

土岐 可見 各務 羽栗 中島 海西

筑摩縣

飛彈國一圓

大野 土城 益田 安曇

信濃國四郡

長野縣

信濃國六郡

筑摩 伊那 諏訪

宮城縣

信濃國六郡

埴科 高井 水内 佐久 更科 小縣

磐城國四郡
陸前國九郡

亘理 伊具 苅田 宇多の内
取 紫田 牡鹿 桃生 遠田 志田 賀美 黒川 宮城 名

福島縣 福島

磐城國一郡

白川 信夫 安達 安積 岩瀬 伊達

磐前縣 磐城

標葉 檜葉 田村 磐城 石川 菊多 白川 磐

若松縣 若松

會津 耶摩 大沼 河沼

岩代國四郡

水澤縣 一の

陸前國五郡

本吉 登米 栗原 玉造 氣仙

岩手縣 盛岡

閑伊 和賀 稗貫 紫波 岩手 九戸

青森縣 青森

二戸 三戸 津輕 北

山形縣 形山

陸奥國一圓

羽前國三郡

取上 村山 置賜の内

置賜縣 沢米

羽前國一郡

酒田縣 田酒

羽前國一郡

羽後國一郡

秋田縣 田秋

陸中國一郡

羽後國七郡

秋賀縣 秋賀

若狹國一圓

越後國三郡

足羽縣 并福

越前國五郡

田川

飽海

鹿角

平鹿

大飯

今立

足羽

雄勝

仙北

由利

川邊

遠敷

南条

吉田

秋田

山本

三方

敦賀

丹生

坂井

大野

石川縣 澤金

加賀國一圓

七尾縣 七尾

能登國一圓

越中國一郡

新川縣 幅

越中國三郡

越後國五郡

相川縣 相川

佐度國一圓

河北

石川

能美

江沼

羽咋

鹿島

鳳至

珠洲

舟水

砺波

新川

婦負

頸城

魚沼

古志

刈羽

三島

加茂

雜太

羽茂

曲島縣 豐

丹後國一圓

但馬國一圓

丹波國二郡

鳥取縣 鳥取

因幡國一圓

伯耆國一圓

隱岐國一圓

島根縣 松江

與謝

加佐

中

熊野

竹野

朝来

養父

二方

七杲

氣多

城崎

美含

出石

多紀

氷上

天田

岩井

法美

八東

八上

知頭

邑美

高草

氣多

河村

久米

八橋

汗入

會見

日野

海士部

越智

周吉

知夫里

出雲國一圓

濱田縣 濱田

石見國一圓

飾磨縣 姫路

播磨國一圓

北條縣 津

美作國一圓

島根

大原

出雲

能義

仁多

楯縫

意宇

飯

石

秋鹿

神門

安濃

迦摩

邑知

那賀

美濃

鹿足

明石

美濃

加古

印南

加東

加西

多可

神

東

神西

飾西

飾東

揖東

揖西

赤穂

佐用

実粟

東南

東

北

西

北

南

余

南

余

勝

南

勝

北

大

庭

真

岡山縣 岡

備前國一圓

御野 津高 赤坂 磐梨 和氣 邑久 上道 児島

深津縣 福

備中國一圓

上方 阿賀 哲多 川上 小田 後月 下道 加カ

備後國六郡

陽都 宇字 茂口 窪屋 深津 安那 品治 芦田 神石

廣島縣 廣

安藝國一圓

高田 沼田 佐伯 豊田 山縣 高宮 加茂 安藝

備後國八郡

御調 世羅 三谿 三上 琴可 甲怒 三次 惠蘇

山口縣 山

周防國一圓

大島 都濃 玖珂 佐波 吉敷 熊毛

長門國一圓

豊浦 大津 美祢 厚狭 見島 阿武

和哥山縣 和哥

紀伊國七郡

伊都 那賀 名草 海部 有田 日高 牟婁の内

名東縣 德

阿波國一圓

三好 美馬 阿波 板野 麻植 名西 名東 勝

淡路國一圓

津名 三原 浦那賀 海部

香川縣 高

讃岐國一圓

大内 寒川 三木 山田 齋 阿野 鶴多 那

石鐵縣 山松

伊豫國十郡

珂多度 三野 豊田
宇摩野間 新居 周布 桑村 越智 風早 和氣 温泉 伊豫

宇和島縣 宇和島

伊豫國四郡

宇和 喜多 浮穴 久米

高知縣 高知

土佐國一圓

安藝 香美 長岡 土佐 吾川 高岡 幡多

福岡縣 福岡

筑前國一圓

速賀 宗像 鞍手 徳皮 嘉麻 上坐 下坐 夜須 御笠 糟屋 席田 那珂 早良 志摩 昭土

三浦縣 三浦

筑後國一圓

生葉 竹野 山本 御原 御井 上妻 下妻 三

小倉縣 小倉

豊前國一圓

企救 田川 京都 中津 筑木 上毛 下毛 宇佐

大分縣 大分

豊後國一圓

國東 速見 大分 海部 直入 玖珠 日田 大野

伊万里縣 伊万里

肥前國九郡

高四 藤津 杵島 小城 佐賀 神埼 三根 養父

對馬國一圓

基肄 松浦の内
上縣 下縣

白川縣 二本
肥後國九郡

玉名 山鹿 菊池 山本 阿蘇 池摩 飽田 合志 上益城

八代縣 八

肥後國六郡

下益城 宇土 球摩 芦北 八代 天草

都城縣 都

日向國三郡

那珂の内 宮崎の内 諸縣の内
蛤羅 肝屬 噌啖 大隅 斐川 桑原

美津縣 美津

大隅國六郡

日向國五郡

那珂の内 宮崎の内 諸縣の内 児湯 白杵

鹿兒島縣 鹿兒島

熊毛 馭謨

薩摩國十三郡

鹿兒島 霧山 頼姪 河邊 日置 出水 高城
給黎 揖宿 阿多 甌島 薩摩 伊佐

琉球國一圓共

右合せて三府七十二縣あり

一 北海道郡名之事 明治二巳年八月蝦夷地を分割して
十二國と爲し北海道と改稱せり

渡島國七郡

龜田 箱館 茅部 上磯 福島 津輕 松前 檜山 江刺 小志

後志國十七郡

久速 奥尻 太櫓 瀬柵 島牧 寿都 港 歌棄 磯屋 岩内 古
宇 積丹 美園 古平 余市 忍路 高島 千宮 小樽

石狩國九郡

石狩 札幌 夕張 樺戸 空知 雨龍 上川 厚田 濱益

天塩國六郡

増毛 留萌 苫前 天塩 中川 上川

北見國八郡

宗谷 利尻 礼文 枝幸 紋別 常呂 網走 斜里

膽振國八郡

山越 虻田 有珠 室蘭 網別 白老 勇拂 千歳

日高國七郡

沙流 新冠 静内 三石 浦河 様似 幌泉 港

十勝國七郡

廣尾 當縁 上川 中川 河東 河西 十勝

釧路國七郡

白糠 足寄 釧路 阿寒 網走 川上 厚岸

根室國五郡

花咲 根室 標別 野付 芽梨

千島國五郡

國後 擇捉 振別 紗那 築取

樺太國郡名未定 此國古へ々唐太と云文化六巳年より北蝦夷
と号し明治二巳年八月より今の名に改る

改正補訂地方凡例錄卷之八下

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

明治四年辛未七月刊

高崎

故大石猪十郎著述

孫大石猪十郎補正

見山樓藏版



